

令和6年11月改定

社会福祉法人 昭和会

事業継続計画 (BCP)

災害発生（地震・豪雨など）後の初動対応の基本方針、及び72時間経過後の対応を想定したものです。

平成29年10月作成
令和元年9月(第3版)
令和4年10月(第4版)
令和6年11月(第5版)

目 次

1. 基本方針	-----	1
2. BCPの策定・運用・対策本部体制	-----	3
3. 被害想定	-----	5
4. 優先事業と目標復旧時間	-----	7
5. 初動対応と重要業務	-----	8
6. 災害時対応体制	-----	8
7. 災害時対応拠点	-----	16
8. 備蓄食料・防災用品・感染対策品	-----	17
9. BCP発動基準における個別対応について	-----	18

別紙 様式集

1. 事前対策リスト
2. 災害時業務リスト
3. 災害時献立表
4. 災害時対応拠点レイアウト
5. 関係機関連絡先リスト
6. 管理職連絡先リスト
7. 備蓄品リスト
8. 施設被害状況報告書
9. ボランティア受け入れシート

1. 基本方針

当法人において事業継続計画(Business Continuity Plan)(以下、「BCP」という。)を策定・運用する目的とともに、当法人の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針は以下のとおりである。

(1) BCP策定・運用の目的

① 利用者にとって

当法人は、障害福祉事業を運営し、生活介護・施設入所・児童発達・放課後デイ・就労継続B・相談支援・共同生活援助等の福祉サービスを提供している。南海トラフ地震や豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であっても命にかかわる最低限のサービスについては継続していく必要がある。

② 職員にとって

災害発生時にも事業を継続することにより当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても、本BCPの中で併せて検討することにより職員の安全・安心や法人への帰属意識向上に繋がる。

③ 地域にとって

当法人の福祉牧場おおなる園は、高知市の福祉避難所として指定を受けており、災害発生時には、地域の要配慮者を受け入れる拠点となっている。また、地域の活動に参加するなど、日頃から地域と協力し活動を行っている。本BCPの中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応力向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感の向上に繋がる。

④ 取引先にとって

本BCPの中で、災害発生時に必要となる人員や物資などの必要資源や対応方法を検討することにより、当法人と取引先相互の事前対策実施や協力体制の構築に繋がる。

(2) BCPの適用範囲

本BCPの適用範囲は、社会福祉法人 昭和社会の全組織とする。

【適用施設一覧】

施設名	所在地	構造	延床面積
昭光園	高知市北本町4丁目2-49	大	1,603.45㎡
おおなる園	高知市神田2485-2	大	2,986.4㎡
東部障害者福祉センター	高知市葛島4丁目3-3	小	306.82㎡
児童発達支援センターしんほんまち	高知市新本町2丁目15-22	中	1,239.00㎡
GHしんほんまち	高知市新本町2丁目15-20		
えぼし(あすか/GHあいI/II)	高知市神田1637-4	小	870.37㎡
昭和社会 本部	高知市神田1637-4	小	299.46㎡

(3) 事業継続の基本方針

① 優先して行う業務

- ・ 入所者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小または休止する。
- ・ 短期入所事業、通所事業は原則中止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
- ・ 法人内の施設間で連携して災害時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保、配分にあたる。

【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	実施施設	事業の継続の必要性 (利用者や地域への 影響の大きさ)	事業継続の 考え方
施設入所支援事業	おおなる園	大	継続
共同生活援助事業	えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)	大	継続
共同生活援助事業	GHしんほんまち	大	水浸災害により 生活の場を検討
その他事業	昭光園・東部障害者福祉 センター・えぼし(あすか)・ 児童発達支援センター しんほんまち	小	順次再開

② 地域への協力

- ・ 地域の災害時要配慮者は原則受け入れる。
- ・ 近隣住民事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施することとする。

③ 行政との協力

- ・ 高知市と連携し、福祉避難所としての機能を可能な範囲で果たす。
- ・ 外部からのボランティアを受け入れるための体制を早期に構築する。

2. BCPの策定・運用・対策本部体制

当法人の、「BCPの策定体制」、「平常時におけるBCPの運用推進体制」、及び「緊急時における対策本部体制(代行者を含む)」は以下のとおりとする。

また、BCP、及び災害発生時の初動に対応した地震対応マニュアル等の各種マニュアル(以下、「初動対応マニュアル」という。)の更新時期及び教育、訓練の実施についても以下のとおりとする。

(1) BCP策定体制(BCPを策定する体制)

防災対策委員会において検討する。

役割	役職	担当者
① 責任者	理事長	1名
② 策定管理者	専務理事	1名
③ 防災対策委員会	委員長	1名
	委員	10名

(2) 平常時におけるBCPの運用推進体制

防災対策委員会において運用推進する。

役割	役職	担当者
① 責任者	専務理事	1名
② 防災対策委員会	委員長	1名
	委員	1名
		1名
		1名
		1名
		1名
		1名
		1名
		1名
		1名

(3) 災害対策本部体制(BCPを発動し事業継続を実施する体制)

※ 地震の際は、事前に地震対策本部が立ち上がっているのですみやかに災害対策本部体制に移行すること。

役割	担当者	代行者
① 責任者	理事長	専務理事
② 災害対策本部長	専務理事	防災対策委員会委員長
③ 災害対策本部長代理	防災対策委員会委員長	財務部長
④ 事務局班	災害対策本部長が、参集状況を踏まえてリーダー及び班割を決定。	
⑤ 連絡調整班		
⑥ 医療・食事提供班		
⑦ 施設管理・物資調達班		
⑧ 利用者対応班		

(4) B C P及び初動対応マニュアルの更新時期

原則として、毎年10月に更新する。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

(5) 教育、訓練の実施

職員の防災・危機管理能力の向上及びB C Pの内容理解や改善を目的とした教育、訓練を定期的に実施する。

教育、訓練の実施結果や意見については、防災対策委員会で協議、検討し、B C Pや初動対応マニュアルに反映させる。

【教育、訓練年間予定スケジュール】

内容	主な目的	対象	実施時期(回数)
NTTコミュニケーションズ Biz 安否確認システム訓練	・ 職員への意識づけ。	全職員	年4回
座学研修 又は 机上型訓練	・ 南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。 ・ B C Pの検証と改善点の洗い出しをするとともに災害対策本部の対応力の向上を目指す。	防災対策委員会 委員及び 新規採用職員等	年1回以上
避難訓練	・ 基準省令(第33条の2、第44条の2等)、及び社会福祉施設避難確保計画に基づいた避難訓練	全職員	各事業所 年1回以上 (入所施設は年2回以上)
連携法人合同訓練 及び参集訓練	・ 非常事態時の連絡検証。 ・ 参集ルートの検証。 ・ 職員への意識づけ。	連携法人協定会議 メンバー	連携法人協定会議 によって決定 年1回

3. 被害想定

南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%以上とされており、当法人の施設はその影響下である高知市に所在している。本BCPでは、最もリスクが高い災害として南海トラフ地震を対象とする。また、本計画における施設および周辺の被害を以下のとおり想定する。

＊ 高知県防災マップ、高知県版震度分布・津波浸水予測(平成24年12月)から想定

(1) 南海トラフ地震による被害想定 はりまや橋～北本町周辺2m地盤沈下可能性あり

① 施設名：昭光園（高知市北本町） 標高1.0m（0.7～1.9）

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	有り（最大2～3m）	有り（最大2～3m）
津波到達時間(30cm)	40～60分	60分以上
液状化の可能性	大	中

② 施設名：おおなろ園（高知市神田） 標高180m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間(30cm)	無	無
液状化の可能性	無	無

【参考：洪水・土砂災害】

事象	内容
河川浸水、洪水	河川から離れており、周辺地域での危険性は低い。
土砂災害（地すべり、山腹崩壊、急傾斜地崩壊）	施設までの県道は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害の危険がある。

③ 施設名：東部障害者福祉センター（高知市葛島） 標高0.7m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7以上	6強
津波浸水の有無	有り（最大2～3m）	有り（最大1～2m）
津波到達時間(30cm)	30～40分	50分以上
液状化の可能性	大（1m以上）	大（1m前後）

④ 施設名：えぼし・本部（高知市神田）標高193.5m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間(30cm)	無	無
液状化の可能性	無	無

【参考：洪水・土砂災害】

事象	内容
河川浸水、洪水	河川から離れており、周辺地域での危険性は低い。
土砂災害（地すべり、山腹崩壊、急傾斜地崩壊）	施設までの県道は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害の危険がある。

⑤ 施設名：児童発達支援センターしんほんまち・GHしんほんまち
（高知市新本町）標高1.2m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	6強
津波浸水の有無	2～3m	有
津波到達時間(30cm)	60分以上	有
液状化の可能性	可能性大	有

※ 災害対策本部【本部・おおなろ園・えぼし(GHあいI)】

【ライフライン被害】最大クラスで想定

電力	おおなろ園は、被災直後に停電するが直後に自家発電機(連続20.4時間運転可能)に切り替わる。
LPガス	揺れにより自動停止する
上水道	被災直後に断水し、復旧に1ヶ月程度（*なし）
下水道	被災直後に機能支障となり、復旧に1ヶ月程度
通信	固定電話：被災直後に不通となり、復旧に1～2週間程度 携帯電話：被災直後から繋がりにくくなる。3から5日で一部復旧 インターネット：被災直後に不通となり、復旧に1週間程度
周辺道路等	・ 国道、主要県道など幹線道路は全線通行止め。その後、緊急通行車両、のみ通行可能となる。 ・ 施設周辺の道路は、崖崩れにより通行不能となる可能性があり、復旧まで1か月以上

*【高知県版】南海トラフ地震による被害想定（平成25年5月）などから想定

【建物、設備被害】

建物	建築年次・耐震性：それぞれの施設は昭和57年以降に建築されたもので耐震性を有している。本部(R2)・おおなろ園(H24)・えぼし(GHあいI)(H27) 被害：窓ガラスにひび割れ、壁や天井の一部が落下する可能性がある。
設備関連	・ 施設内の什器・書棚や機器が転倒する。 ・ ガスは緊急停止する。 ・ 停電により部分的に使用不能となる。
IT関連	・ 業務系サーバーの一部が転倒により破損する。

(2) 南海トラフ地震により想定される業務継続上のリスク

リスク区分	内容
人的	・ 死傷者が発生する可能性がある。(入居者、職員、職員の家族) ・ 安否不明者が発生する可能性がある。(外勤者、勤務時間外の職員など) ・ 道路の寸断、通行不能により、出勤や帰宅が困難となる。また、車の使用が困難となり、徒歩での移動となる。 ・ (冬季・夜間・夏季など)空調機能の停止により、入居者の生命機能が低下する可能性がある。 ・ (夜間・休日など)人員の不足により、業務の継続が困難となる。
物的	・ 倒壊、破損箇所の補修・復旧作業が必要となる。 ・ 津波の浸水がある場合、1階部分の使用が困難となり、他のフロアで対応する必要がある。 ・ ライフラインの停止により、業務継続にあたり代替対応が必要な業務が発生する。(入浴サービス、食事など)
その他	・ 通信機能の不通により、医療機関、公的機関、取引先との連絡が困難となる。そのため、重傷者の治療ができず、また、医薬品・食糧・物資が不足する。 ・ トイレの使用不能、下水道の停止により衛生状況が悪化する。 ・ ゴミ、廃棄物の収集が行われなくなる。(一般、事業系とも) ・ 周囲に住宅やビル等はなく、他の建物倒壊による被害や火災延焼の危険性は少ない。

4. 優先事業と目標復旧時間

当法人において災害発生時に優先して行う事業は、おおなろ園・えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)・GHしんほんまちに関連する事業とし、その他の事業は、休止し段階的に再開する。

また、優先して行う事業(施設入所支援及びGH)については、必要となる業務(重要業務)を絞り込んだ上で、災害発生後も休止せず継続して実施する。

その他事業については、目標復旧時間は定めず、状況を見ながら災害対策本部責任者が再開の判断を行う。

【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	事業の継続の必要性 (利用者や地域への 影響の大きさ)	その他考慮 すべき事象	事業継続の 考え方
おおなろ園	大	進入路の寸断により 受入等困難	継続
えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)	大	進入路の寸断により 受入等困難	継続
GHしんほんまち	大	高知市中心部にあり、 津波&浸水可能性あり	水浸災害により 生活の場を検討

5. 初動対応と重要業務

南海トラフ地震発生時の初動対応については、事業所毎の地震対応マニュアル等や、休日・夜間版の地震対応マニュアルに沿って対応する。

また、優先事業（おおなる園及びGH）の継続に必要な業務（重要業務）は、重要度（必要性レベル）に応じて、災害時業務リスト（別紙様式参照）を作成し、分類する。

重要度については、上から順に高◎、中○、低△、停止×として分類する。重要度高の業務を災害時に対応すべき業務とし、災害対策本部の判断により中、低を取り入れて業務を行う。

あわせて、災害発生時特有の業務（追加業務）についても想定する。

6. 災害時対応体制

(1) B C P発動基準

① 理事長(専務理事)と専務理事(防災対策委員会委員長)の協議によって発動

- (A) 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合。
- (B) 高知市周辺において震度5弱以下の地震が発生した場合。
- (C) 高知県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合。
- (D) 高知市に警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令された場合。
- (E) 上記と同規模の災害が発生する恐れがある場合。

② 自動的に発動

高知市周辺において震度5強以上の地震が発生した場合。

(2) 職員の行動基準

① 理事長(専務理事)と専務理事(防災対策委員会委員長)の協議によってB C Pが発動された場合

(A) 勤務中の職員

各事業所で作成したマニュアルを基本として、管理職の指示に従って行動する。管理職不在の場合は、職員同士で確認しながら行動する。

(B) 勤務外の職員

N T TコミュニケーションズのB i z 安否確認システム(以下、「安否確認システム」という。)から発信される行動要請、または職員緊急連絡網から連絡があった指示に従って行動する。

② 自動的にBCPが発動された場合

(A) 勤務中の職員

各事業所で作成したマニュアルを基本として、管理職の指示に従って行動する。管理職不在の場合は、職員同士で確認しながら行動する。

(B)1 勤務外の職員(夜間に発動された場合)

(ア) 自身と家族の安全を最優先として行動する。

(イ) 安否確認システムに、本人の安否(無事・負傷)/家族の安否(無事・負傷・不明)/家屋の状況(無事・損壊・不明)/出勤の可否(出勤可能・出勤不可・未定)を回答する。

(ウ) 夜が明ける(日の出)まで待機する。

(エ) 夜が明けたら(日の出後)、出勤可能な者は、通勤ルート上に障害が発生している可能性を十分に認識しつつ、安全確保に留意し所属事業所に出勤する。

※ 夜が明けた日が休日であっても、日勤の勤務開始時間を目安として出勤する。

※ 所属事業所が浸水等被害を受け出勤困難であれば、出勤場所をおおなろ園とする。

(B)2 勤務外の職員(休日、または年休日の日中に発動された場合)

(ア) 自身と家族の安全を最優先として行動する。

(イ) 安否確認システムに、本人の安否(無事・負傷)/家族の安否(無事・負傷・不明)/家屋の状況(無事・損壊・不明)/出勤の可否(出勤可能・出勤不可・未定)を回答する。

(ウ) 出勤可能な者は、通勤ルート上に障害が発生している可能性を十分に認識しつつ、安全確保に留意し所属事業所に出勤する。

※ 所属事業所到着予定時間が、日の入後となる場合は、翌日の夜が明けたら日勤の勤務開始時間を目安として出勤する。

※ 所属事業所が浸水等被害を受け出勤困難であれば、出勤場所をおおなろ園とする。

(C) 震度6弱以上の災害等が発生した場合は、甚大な被害状況が予測されるため、出勤可能であっても直ちに出勤せず、安全を確保しつつ待機し、安否確認システムから発信される行動要請等を参考として行動すること。

ただし、おおなろ園/えぼし/本部勤務の正職員及び法人全体の管理職のうち、

昭和会本部を拠点として直線距離で4キロ圏内(平時に徒歩で60分程度と想定)の者、又は直線距離で8キロ圏内(平時に自転車、バイク等で120分程度と想定)の者で、

自宅が津波/洪水/土砂被害区域外である者は、

早急に緊急時対応体制を立ち上げる必要があることから、出勤可能となったら、安否確認システムの掲示板等を確認の上、安全確保に留意し、直ちに出勤するよう心掛けること。

②の(B)(C)における行動基準の目安

	BCP 発動時間帯	出発時間	災害の目安	出勤場所
勤務外	夜間	日の出後	震度5強	所属事業所
			震度6弱以上	安否確認システムで指示された場所
	休日等の日中	日中 (到着は日の入迄)	震度5強	所属事業所
			震度6弱以上	安否確認システムで指示された場所
		翌日以降の 日の出後	震度5強	所属事業所
			震度6弱以上	安否確認システムで指示された場所

※ (再掲)上記の表にかかわらず、
おおなろ園/えぼし/本部勤務の正職員及び法人全体の管理職のうち、

昭和会本部を拠点として直線距離で4^{キロ}圏内(平時に徒歩で60分程度と想定)の者、
又は直線距離で8^{キロ}圏内(平時に自転車、バイク等で120分程度と想定)の者で、

自宅が津波/洪水/土砂被害区域外である者については、

震度6弱以上の場合の出勤場所はおおなろ園とし、

準備が整い次第(管理職が集まる等)、

地震対策本部(本部等)を立ち上げる。

※ 災害発生後、安否確認システムから最長96時間(概ね4日)連絡がない場合は、自身で被害状況等の情報を収集した上で出勤場所を判断する。(判断しかねる場合は、出勤場所をおおなろ園とする。)

③ 行動する際の注意点

- (A) 自宅近辺の家屋倒壊や津波による被害想定を把握しておくこと。
 - ・ 「高知県防災マップ」等参考に周辺の状況を事前に確認すること。
<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/hazmapkochi/hazmap/>
- (B) 家族等の安全確保について
 - ・ 同居する家族、又は近所等の親族のうち、高齢者、12歳以下の児童等の要介護者(自力で避難及び飲食の確保が出来ない者)がいる職員は、要介護者の安全確保を最優先にすること。
 - ・ また、家族等と一緒に出勤することが安全につながる場合、同伴出勤を認める。(ただし、一時的な避難場所とする。)
- (C) 出勤時の携行品
 - ・ 出勤場所の災害備蓄品には限りがあるので、自身の水、食料、携帯トイレ、モバイルバッテリー、寝具等の災害グッズは可能な範囲で持参すること。
- (D) 夜間移動の危険性
 - ・ 昼間帯と比較して、夜間は視界が悪く、路上等の危険や支障の察知が難しくなる。特に雨が降っていればその度合が高まり、街灯が停電で消灯している場合も同様である。そのため、進行上の路上で陥没や冠水により通行不能箇所が発生していたとしても、察知することが遅れ、命の危険に関わることもあるので行動は控えること。
- (E) 自動車等の単独乗車による運転の危険性
 - ・ 単独乗車による自動車等を運転しながらの危険察知には限界があり、かつ、危険箇所の察知に気を取られることにより、運転業務への注意が散漫になり、事故を起こすリスクが高まる。また、自動車の故障等、予見の難しいトラブルに巻き込まれた場合、単独では対応が困難となるので、複数人で乗車することや、他の交通用具を使用すること。
- (F) 緊急時における災害対策本部の設置場所
 - ・ 第1候補【本部・・・神田1637-4】
第2候補【おおなろ園・・・神田2485-2】
第3候補【えぼし(GHあいI)・・・神田1637-4】

※ おおなろ園/えぼし/本部勤務の正職員及び法人全体の管理職について(再掲)

震度6弱以上の災害が発生した場合に、昭和会本部を拠点として直線距離で4^{キロ}圏内の者、又は直線距離で8^{キロ}圏内の者で、自宅が津波/洪水/土砂災害区域外である者は、早急な緊急時対応体制立ち上げの観点から出勤可能となったら、安全確保に留意し、直ちに出勤するよう心掛ける。

(4) 災害対策本部各班の任務

①/②/③ 災害対策本部責任者等

【任務】 災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮統制を行う。

- ◎ 責任者 : 理事長(専務理事)
 - ・ B C P発動後の全体統括を行う。
- ◎ 災害対策本部長 : 専務理事(防災対策委員会委員長)
 - ・ 災害対応や事業継続の方針や指揮統制の決定権者
 - ・ 災害対策本部会議の招集
- ◎ 災害対策本部長代理 : 防災対策委員会委員長(財務部長)
 - ・ 必要な助言を行うなど責任者を補佐
 - ・ 責任者不在時の代行

④ 事務局班

【任務】 災害対策本部長の直接的な指揮下にあり、各班の業務遂行状況等の情報収集や進捗管理等を行い、その情報を責任者等に報告する。また、災害対策本部での決定事項を各班に伝達する。

○ 担当想定人数 5名

<主な業務>

- ・ 情報収集と進捗管理
- ・ 収集した情報の整理
- ・ 災害対策本部の運営と決定事項の伝達
- ・ 各班の実施業務及び配置する人員の調整
- ・ 資金管理、支払い、調達
- ・ 機密書類及び非常用持出書類の管理
- ・ 職員の心のケア
- ・ 必要なサービスの提供・調整
- ・ 総合窓口、その他、他の班に属さない業務

⑤ 連絡調整班

【任務】 職員・家族の安否確認や外部機関（行政、自治会）との連絡調整に関する業務、及び通所利用者・家族の安否確認、ボランティアの受け入れ業務を行う。

○ 担当想定人数 4名

<主な業務>

- ・ 職員、職員家族の安否確認
- ・ 地域の要配慮者の受入れ（福祉避難所の開設）
- ・ 行政関係機関（高知市、高知市社会福祉協議会）との連絡調整
- ・ 自治会・地域住民との連絡調整
- ・ ホームページの更新、SNSの発信など外部への情報発信
- ・ 入所利用者の安否確認
- ・ 通所利用者・家族との連絡調整、利用者・家族の被害状況の把握
- ・ ボランティアの受入れ

⑥ 医療・食事提供班

【任務】 医療看護業務の継続的な提供及び負傷者の手当てに加え、利用者への食事提供業務を行う。

○ 担当想定人数 7名(職種が看護師、栄養士である者を担当想定人数に含む。)

<主な業務>

- ・ 負傷者の応急手当
- ・ 医療機関との連絡調整
- ・ 医療関連業務で定めた優先業務の実施
- ・ 利用者の健康状態の把握
- ・ 調理栄養業務で定めた優先業務の実施

⑦ 施設管理・物資調達班

【任務】 被害状況の確認と応急対応や被害個所の復旧対応などの業務に加え、必要物資の調達、及び受け入れに関する等の業務を行う。

○ 担当想定人数 6名

<主な業務>

- ・ 施設と施設周辺及びライフラインの被害状況の調査把握
- ・ 危険個所の応急対応及び被害個所の復旧対応(取引先への依頼)
- ・ 必要物資の把握、及び調達、受入れ、管理
- ・ 簡易トイレ等の設置(男女各10個以上)
- ・ 居住スペース及びベッドの設置(対象者人数分)
- ・ トイレやベッド設置作業に伴う人役調整

⑧ 利用者対応班

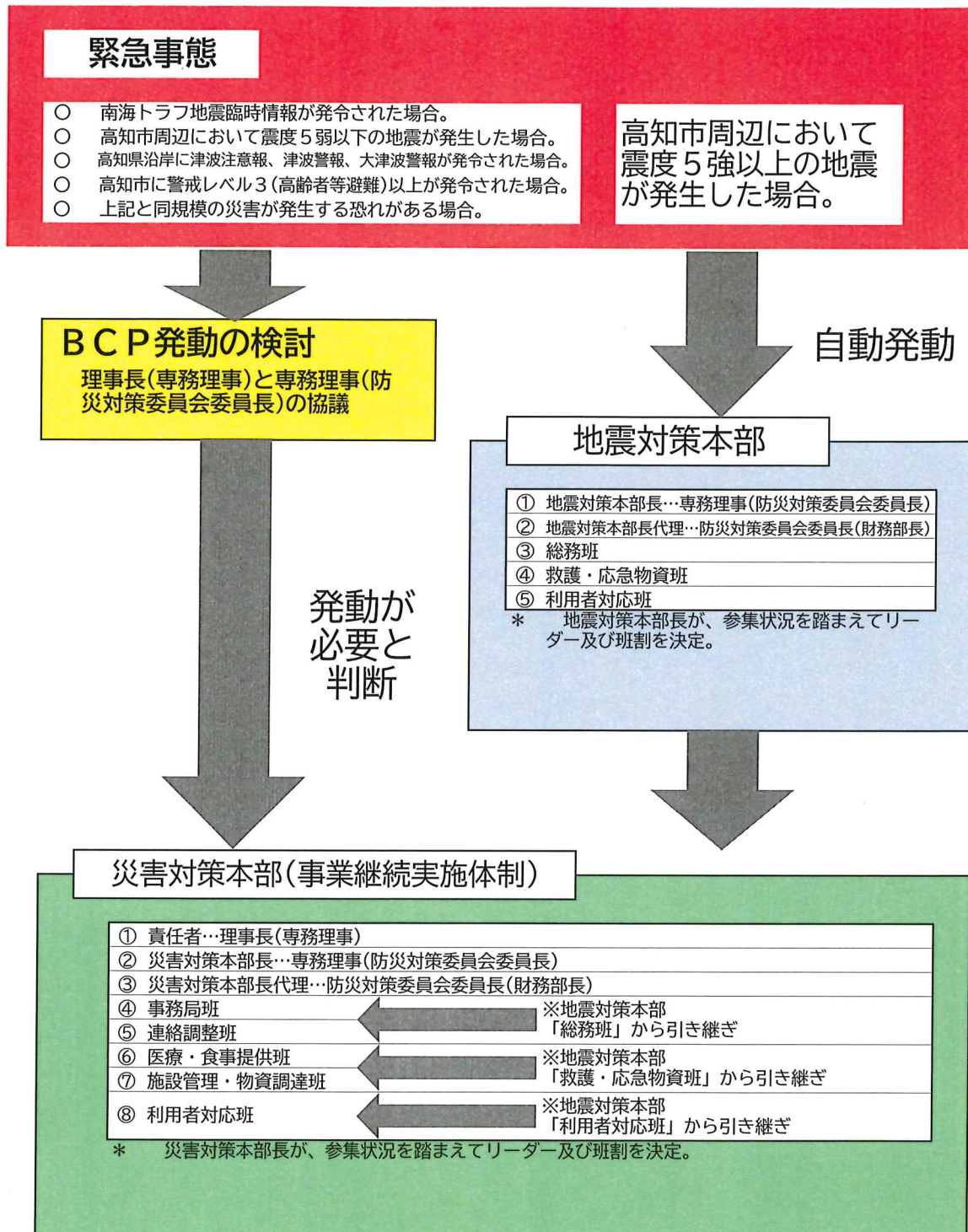
【任務】 入所利用者の生命機能維持のため支援サービスの継続的な提供を行う。

○ 担当想定人数 4名

<主な業務>

- ・ おおなる園・えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)利用者支援全般の指揮
- ・ 人員配置の調整

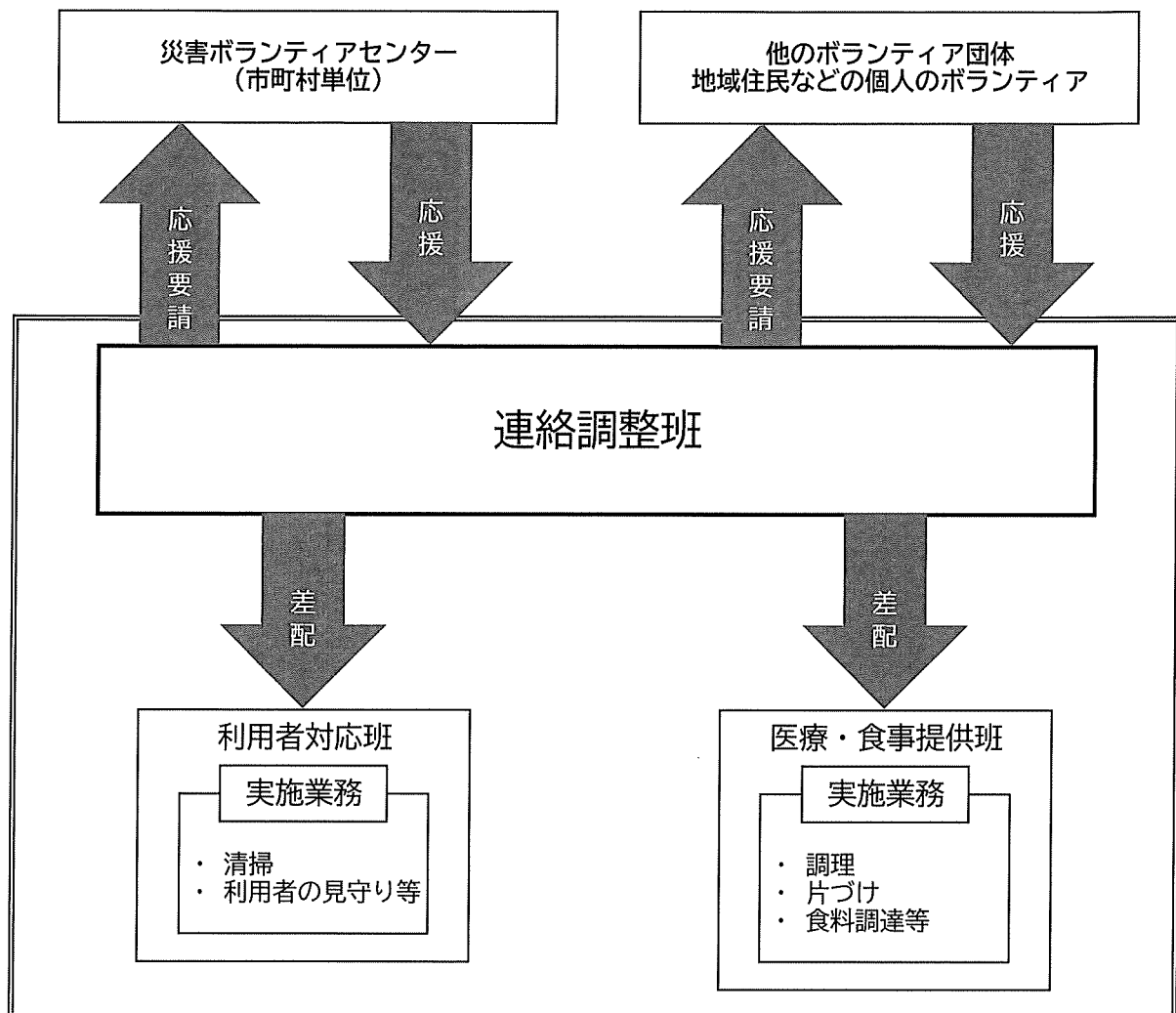
【対応フロー図】



【ボランティア受け入れ体制図】

ボランティアの応援要請・受け入れ後の調整については、連絡調整班が実施し、以下のボランティア受け入れ体制図のとおり実施する。

ボランティアは、人数が不足している班に優先的に割り当てを行う。



7. 災害時対応拠点

(1) 緊急時における対策本部

災害時対応拠点となる災害対策本部の設置場所について、第1候補を本部、第2候補をおおなる園、第3候補をえぼし(GHあいI)とする。

拠点情報				
所在地	本部 : 高知市神田1637-4 おおなる園 : 高知市神田2485-2 えぼし (GHあい I) : 高知市神田1637-4		面積	本部 : 299.46㎡ おおなる園 : 1603.45㎡ えぼし (GHあい I) : 388.00㎡
耐震性	本部 : 有 (R2年築) おおなる園 : 有 (鉄骨構造H24年2月築) えぼし (GHあい I) : 有 (H27年築)		津波 浸水	無
電話番号(固定)	本部 : 088-802-5258 おおなる園 : 088-831-0200 えぼし (GHあい I) : 088-854-8920		携帯電話番号	管理職連絡先リスト
その他連絡先	衛星携帯 : 080-2850-3893	eメール	本部 : shouwakai4901@lime.ocn.ne.jp おおなる園 : ohnaro-2002@sweet.ocn.ne.jp えぼし (GHあい I) : ai-2015@k-shouwakai.or.jp	
非常用電源	本部 : ガス式コンパクト発電機 2 台 おおなる園 : 自家発電機 (連続20.4時間稼働) ガソリン式コンパクト発電機 3 台 ガス式コンパクト発電機 4 台 えぼし (GHあい I) : ガス式コンパクト発電機 1 台			
常備品	本部 : 備蓄品リストの他、事務用品一式 おおなる園 : 備蓄品リストの他、ホワイトボード 3 基、 筆記用具、付箋30セット等、事務用品一式。 えぼし (GHあい I) : 備蓄品リスト			
備考	・ 拠点付近、及び拠点までの行程において、土砂災害区域が多数あるため、安全に留意する必要がある。 ・ 災害対策本部の設営については、災害時対応拠点レイアウトを事前に作成し、参考とする。 ・ 災害時の通信手段として、MCA無線の活用も視野に入れる。			

8. 備蓄食料・防災用品・感染対策品

災害後に必要な備蓄食料・防災用品・感染対策品については、備蓄品リストを作成し、計画的に調達するとともに、各事業所防災対策委員会委員が、毎年7月1日・1月1日現在の備蓄品の保管状況を確認し、チェックする。

9. BCP発動基準における個別対応について

理事長(専務理事)と専務理事(防災対策委員会委員長)の協議により、BCPの発動可否を検討する基準にあつては、その協議事項について、以下の項目を検討するものとする。

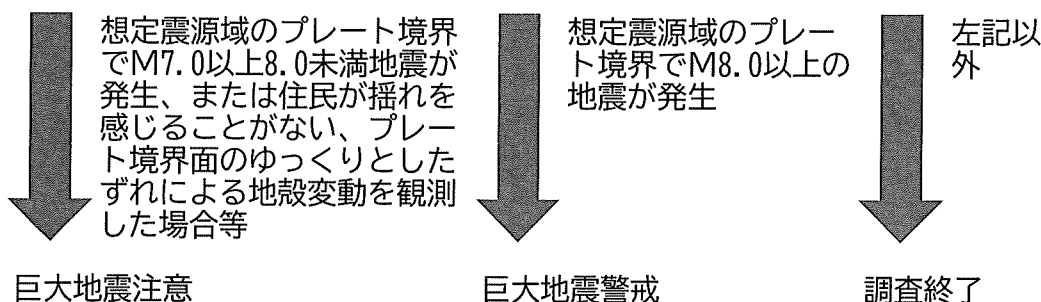
(1) 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合。

① 南海トラフ臨時情報発令の基準

南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生、または南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性

発生から5分～30分後

南海トラフ地震臨時情報(調査中)



② 巨大地震注意が発令された際

(A) 理事長、及び専務理事を加えた施設長会を本部にて開催し、概ね今後1週間の対応について、下記の内容を協議

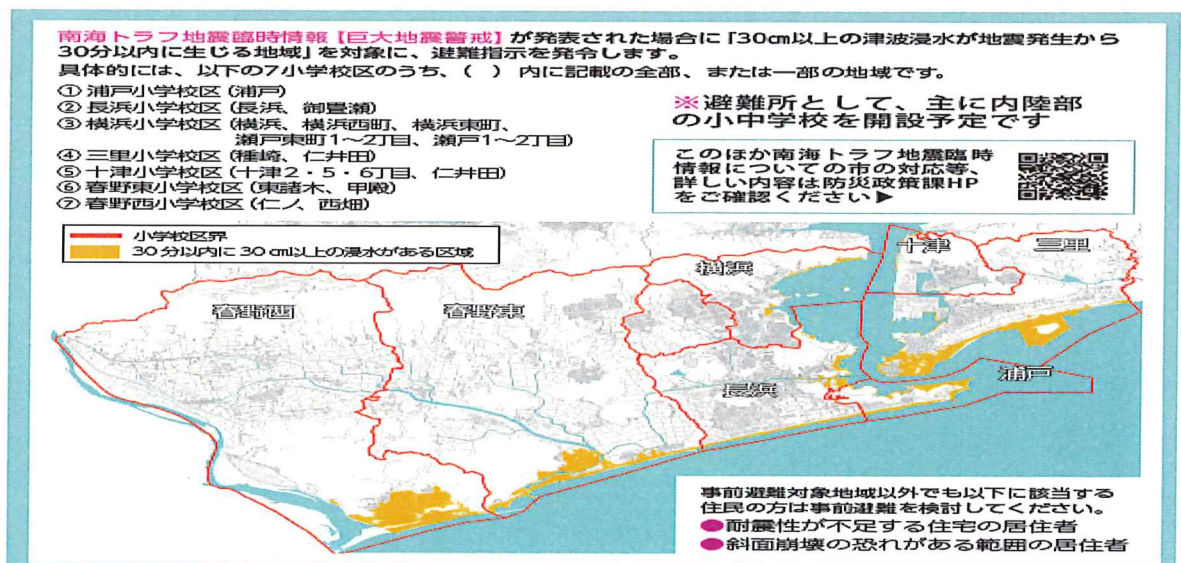
- ・ 地域の方や重度の方が、施設に避難を求めてきた際の対応
 - * 基本受け入れを行うが、事業所毎の被害想定を踏まえ、どの事業所で受け入れをするのか検討。
 - * 管理職を基本とした受入体制の検討。
- ・ 各事業所における避難方法の再確認
 - * 各事業所毎に、災害時の避難場所、及びルートの再確認を周知徹底。
 - * 送迎時ルートについて、ルート毎の避難所を把握することの周知徹底。
- ・ 各事業所における防災備品等の再確認
 - * 各事業所毎に、在庫数、保管場所について全職員への周知徹底。
- ・ 外出時における対応
 - * 外出先の選定においては、被害のリスクの少ない場所やルートを設定するよう周知徹底。
- ・ 各種会議や研修等の開催及び参加方法の確認
 - * 内部における会議・研修等については、原則、通常通りの開催とするが、開催場所については、事業所毎の被害想定を踏まえ、リスクの少ない事業所で実施するよう周知徹底。
 - * 外部における各種会議・研修等への参加については、原則、可とするが、開催場所等の被害想定を踏まえ、不参加とする場合も想定する事について周知徹底。
- ・ 職員への行動に対して、安否確認システム等を使った注意喚起
 - * 正しい防災情報の習得に留意し、冷静に日常生活を送るよう注意喚起するとともに、日頃からの防災対策等を再確認するよう周知。なお、他県への外出等については、原則制限はかけない。

③ 巨大地震警戒が発令された際

(A) 理事長、及び専務理事を加えた施設長会を本部にて開催し、災害対策本部の立ち上げを決定し、概ね今後1週間の対応について、下記の内容を協議

- ・ 災害対策本部の設置、運営体制について
 - * 本部の設置場所を決定、及び各班の職員を指名するとともに、24時間体制を視野に入れた運営体制の構築を協議。
- ・ 法人全体の運営体制について
 - * 学校、保育所等が行政の指示で1週間休校・休園となることに準じて、通所事業所の休所を実施するとともに、入所系事業所の運営体制を再構築する。
 - * ご家庭で見れない利用者の対応について、事業所毎の被害想定を踏まえ、どの事業所で支援するのか、また、送迎方法、支援体制について協議する。
- ・ 地域の方や重度の方が、施設に避難を求めてきた際の対応
 - * 基本受け入れを行うが、事業所毎の被害想定を踏まえ、どの事業所で受け入れをするのかを検討。
 - * 福祉避難所の開設等、行政機関からの緊急要請に対応した受入体制の検討。
- ・ 各事業所における避難方法の再確認
 - * 各事業所毎に、災害時の避難場所、及びルートの再確認を周知徹底。
- ・ 各事業所における防災備品等の再確認
 - * 各事業所毎に、在庫数、保管場所について全職員への周知徹底。
- ・ 外出時における対応
 - * 外出の実施の是非を協議した上で、外出する場合、外出先の選定において、被害のリスクの少ない場所やルートを設定するよう周知徹底。
- ・ 各種会議や研修等の開催及び参加方法の確認
 - * 内部における会議・研修等については、中止とする。ただし、緊急性のある会議については、ZOOMの開催、または、開催場所を本部にて実施するよう周知徹底。
 - * 外部における各種会議・研修等への参加については、不参加を原則として検討。
- ・ 職員への行動に対して、安否確認システム等を使った注意喚起
 - * 日常生活においては、買い物等、最低生活に必要なこと以外での外出の自粛をお願いするとともに、防災対策等の再確認をするよう周知徹底。また、他県への外出等については、相当な理由があるもの以外については、控えるようお願いする。

(B) 巨大地震警戒が発令された際の事前避難対象地域(避難指示発令対象地域)



④ 調査終了

大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常体制に戻る。

- (2) 以下の項目については、理事長と専務の具体的な協議内容について今後整理するもの。
- (A) 高知市周辺において震度5弱以下の地震が発生した場合。
 - (B) 高知県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令した場合
 - (C) 高知市に警戒レベル3(高齢者避難)以上が発令された場合